



御挨拶

旭川市森林組合
代表理事組合長

小檜山 隆

新元号を迎え、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当組合事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。昨年は森林整備予算が大幅に減額し、厳しい状況下の事業運営でした。相当地方をもつて森林組合系統が一丸となり国や国会議員に陳情要請活動が行わされました。今年度は、森林整備予算が増額されたことに加え、森林環境譲与税が施行され市町村に交付されます。納税者の方々が納得できる森林整備を進めることができます。

国民全員の負担での環境税実行による資金の創設であり、今までの森

林整備を行つていれば良いという考え方ではなく、広く国民の気持ちに応ければ理解して頂く事は難しいと考えています。木材と国民の関わり方も日に向け、次世代が自分で森林を持つ意義を組合を通じて理解して頂き、しつかり引き継いで頂けるよう情報発信して参ります。

また、一次産業全体の課題でもありましたが、我々林業界においても依然として作業員の高齢化と現場労働者の確保、更には今年に入り道内でも4件の林業死亡災害が発生するなど労働災害の課題も残されています。

組合では現場作業員の高齢化に伴う退職に備え、今期4名の労働者が加わる名体制となりました。人材不足の解消と人材育成に取組むとともに労働安全の徹底にも努めて参ります。

森林整備においては、3月の予算配分決定を受けるまで皆伐事業を進

め、その後、春造林を終え現在、搬出間伐、造林地の下刈を実施しております。森林經營計画制度を基本に補助制度を活用し、受益者負担を極力抑え組合員皆様の森林整備を計画的に進めて参ります。着実な実施に向け、今後「組合員アンケート」を実施する考えです。皆様からのご意見、ご要望もお聞かせ願いたいと思います。

次に、2月の地区別懇談会で林道被害をどうにかして欲しいとの意見がありました。関係機関や林活議連、まずは現場の状況を確認して頂く機会をつくりたいと考えています。環境税のかすかな望みで何処まで整備できるのかわかりませんが、協議を進めて参ります。

委託業務は、昨年受注し2年目と

なる「市有林管理業務委託」(平成30年4月から3年間、4月受注の)と

みはら自然の森「管理業務を履行し

事業量の拡大を図つて参ります。

アライグマ捕獲業務は、昨年まで

旭川市環境部(生物多様性協議会)

の関係を受託していましたが、4月

より旭川市農政部(旭川市営農改善

推進協議会)の関係も加わり、捕獲

個体の回収と処分を一括して年間受

託しました。被害減となるよう旭川

市のアライグマ対策を現在取組んで

います。

最後に、労働者の働きやすい職場づくりに努め、組合員皆様の森林を価値ある森林として多面的機能を充分發揮させ、少しでも多く還元できよう努めて参りますので、組合員各位の一層のご協力、ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

森林整備においては、3月の予算配分決定を受けるまで皆伐事業を進

め、その後、春造林を終え現在、搬

出間伐、造林地の下刈を実施してお

ります。森林經營計画制度を基本に

補助制度を活用し、受益者負担を極

力抑え組合員皆様の森林整備を計画

的に進めて参ります。着実な実施に

向け、今後「組合員アンケート」を

実施する考えです。皆様からのご意見、

ご要望もお聞かせ願いたいと思いま

す。

次に、2月の地区別懇談会で林道

被害をどうにかして欲しいとの意見

がありました。関係機関や林活議連に、

実施する考えです。皆様からのご意見、

ご要望もお聞かせ願いたいと思いま

す。

次に、2月の地区別懇談会で林道

被害をどうにかして欲しいとの意見

ありました。関係機関や林活議連に、

実施する考えです。皆様からのご意見、

ご要望もお聞かせ願いたいと思いま

す。

次に、2月の地区別懇談会で林道

被害をどうにかして欲しいとの意見

○森林整備についての注意点

注意1 補助金を活用して森林の手入れをするには、組合員の皆様と森林組合が森林経営委託契約を締結し、森林整備計画が樹立されていなければなりません。

注意2 補助金を活用して森林整備（間伐、植栽、下刈等の保育）を実施した山林は、完了した次の年から5年間は、**森林以外への転用や全面伐採を行うと補助金を返還しなければならない**のでご注意下さい。



現場作業員の皆さん



労働安全衛生講習会



とみはら自然の森 作業打合せ

労働安全衛生講習会の実施

4月19日に作業班員、職員、林業事業体の総勢31名が参加して「安全衛生講習会」を開催しました。講習会開催前に瀧谷アドバイザーからコンプライアンス研修と森林認証に係る作業マニュアルの研修を行いました。

次に、林材業労災防止協会安全管理指導専門家横石幸雄氏を講師に、林業労働安全講習会を行いました。「悲惨な労働災害を無くすために」と題して、ヒヤリハット事例（災害がおこりそうであったが幸いにも回避できた出来事）の情報収集と検討で、作業者の危険感受性の向上に繋げ、現場の危険を全員で共有し災害ゼロを目指す取組みを研修しました。

本年も労働災害を発生させないよう心して業務に努めることを再確認し、労働安全衛生への共通認識を持ち全員一丸となつて災害ゼロに取組みます。

とみはら自然の森

森林環境教育支援プログラム

上川総合振興局南部森林室より木育マイスターの指導要請があり、5月28日に旭川市立第一小学校で森林環境教育を行いました。

5月1日より旭川市から管理委託を受け施設管理業務を行っています。市内江丹別に58.6haに及ぶ森林と林業に対する理解を深めてもらうことを目的とした施設です。森の散策路は約2.5kmあり、森林全体を歩くと2時間ほどかかりますが、お弁当などを持ってきて、ゆっくりハイキングや森林浴で過ごすのが最適です。

なお、今年から閉園時間が午後3時に変更となりました。ご利用の際には、時間の変更にご留意下さい。

開園期間は

五月五日～十月二十七日

開園時間は午前九時～午後三時

□お問い合わせ先
とみはら自然の森ふれあい館

電 話〇一六六二七三二二四二

旭川市農政部

農林整備課森林振興係
電 話〇一六六二七三二二四五九



カツラのスプーン作り

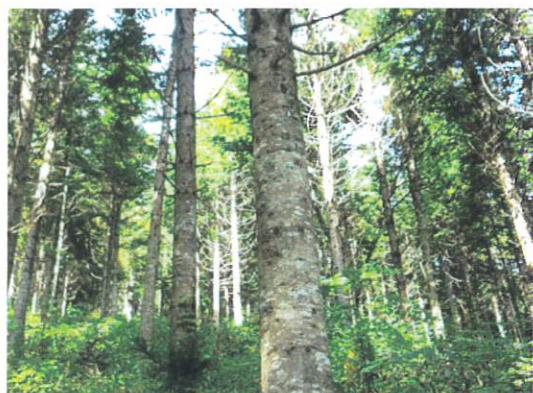
平成30年度 上川総合振興局森林づくり コンクール出展林分の紹介

上川総合振興局南部森林室 普及課長 石川 博道

■はじめに

上川総合振興局管内は、道内でも有数の林業地帯であり、中でもカラマツ、ドドマツを主体とする人工林が37%を占め、これらの大半は保育を必要とする林分になっています。地域における間伐の推進と他の森林所有者への森林づくりに対する意識の高揚を図るために昭和37年から実施しています。昭和37年から実施しています。今年度の南部森林室普及課からの出展林分について紹介します。

注)掲載の林齢・林分内容について、出展時の調査内容を記載



出展林分1 (比布町)

○林分内容	ha当たり本数	550本
○面積	ha当たり蓄積	266m ³
○樹種	平均胸高直径	24cm
○樹種	平均樹高	22m
○施業経歴	枝打ち	1回・2m
○施業経歴	つる切・除伐	1回
○施業経歴	間伐	3回

森林づくり
森林所有者は、高校卒業後の平成元年4月に地元の美瑛町森林組合チップ工場に勤務、父も同森林組合直営班の作業員として従事し、民有林の森林づくりに携わりました。その技術を活かし所有山林を全て自力で適期に除伐、間伐を実

森林づくり
森林所有者の森林づくりのきっかけは、父が農廃地を購入しそこ

を山林として育成したのが始まりでした。以後、農業との複合経営を目指し、山林面積を増やし現在

に至っています。森林の管理につ

いて、植栽は森林組合に委託し、

以後の保育管理は森林組合等の指

導のもと、下刈りから間伐まで父

と共に自力で行い「自然に勝る科

学なし」との信念のもと、孫との

森林散策を楽しみに森林管理に務めています。



出展林分2 (美瑛町置杵牛)

○林分内容	ha当たり本数	525本
○面積	ha当たり蓄積	371m ³
○樹種	平均胸高直径	30cm
○樹種	平均樹高	20m
○施業経歴	枝打ち	1回
○施業経歴	つる伐り・除伐	1回
○施業経歴	間伐	3回

森林づくり
森林所有者は、東川町在住の森林所有者として従事し、トドマツの森林づくりに携わりました。その技術を活かし所有山林を全て自力で適期に除伐、間伐を実

森林づくり
森林所有者の森林づくりのきっかけは、父が農廃地を購入しそこ

を山林として育成したのが始まりでした。以後、農業との複合経営を目指し、山林面積を増やし現在

に至っています。森林の管理について、植栽は森林組合に委託し、

以後の保育管理は森林組合等の指

導のもと、下刈りから間伐まで父

と共に自力で行い「自然に勝る科

学なし」との信念のもと、孫との



出展林分3 (東川町永谷)

施しました。氏は中学、高校生時代に父と共に殺鼠剤の地上散布も行いました。現在は美瑛町森林組合チップ工場長として、親子二代に渡り美瑛町の林業発展に寄与されています。

■出展林分3

○森林づくり

森林所有者は、農業を営む傍ら農林複合経営も視野に取り組んできました。父は東川町森林組合理事・組合長を歴任し、東川町の森林づくりに尽力されました。その間、父から森林經營や森林施業について学び習得されました。氏も現在父と同じく東川町森林組合理事として、親子2代に渡り地域林業の発展に寄与されています。また、コンクール出展箇所を普及課主催の現地研修会等の場所として提供されています。

〔平成29年度 関係分〕

■出展林分

- 森林所有者…旭川市在住
- 森林所在地…旭川市東旭川町瑞穂
- 樹種…トドマツ
- 林齡…39年生
- 面積…0.75 ha
- 林分内容
 - ha当たり本数…800本
 - 平均胸高直径…26 cm
 - 平均樹高…19 m
 - つる切・除伐…397 m³
 - 枝打ち…2回・4 m
 - 間伐…2回・4 m
- 森林づくり

■おわりに

現在、森林所有者の高齢化が進む一方で後継者となる者が地元にいない状況が見られ、今後の森林・林業・木材産業の維持・発展を図っていくためには、人工林を適正に管理し、木材生産の意識をしつかり持つ森林所有者や後継者の確保・育成が重要であり、関係機関等と連携を強化し、意欲的な山つくりができるシステムを構築することで、林業・木材産業が成長産業化へとつながると考えます。

森林との出会いは、農業を営んでいた祖父と父が農廃地に植林し、祖父や父に連れられて山に行つたのが始まりです。山では植栽の手伝いをし、鎌等が使えるようにな



出展林分4（旭川市東旭川町瑞穂）

タケノコ販売 今年も盛況

士別市と比布町にまたがる「笠の平」の一般開放はクマの出没が相次ぎ3年前に中止されてから、今年も代わりに組合が上川中部、北部の両森林管理署と副産物買受契約をし、旬の味を市民に提供しました。昨年より3日早く6月5日からその日の朝に採取したタケノコを販売しました。初日は午前6時か

1キロ千円で販売するタケノコを求め多い時には市民100人余りが行列をつくり、販売は午後1時からですが、11時の整理券を求める早い人で朝7時から待つほどタケノコを楽しみにしている市民は多いようです。



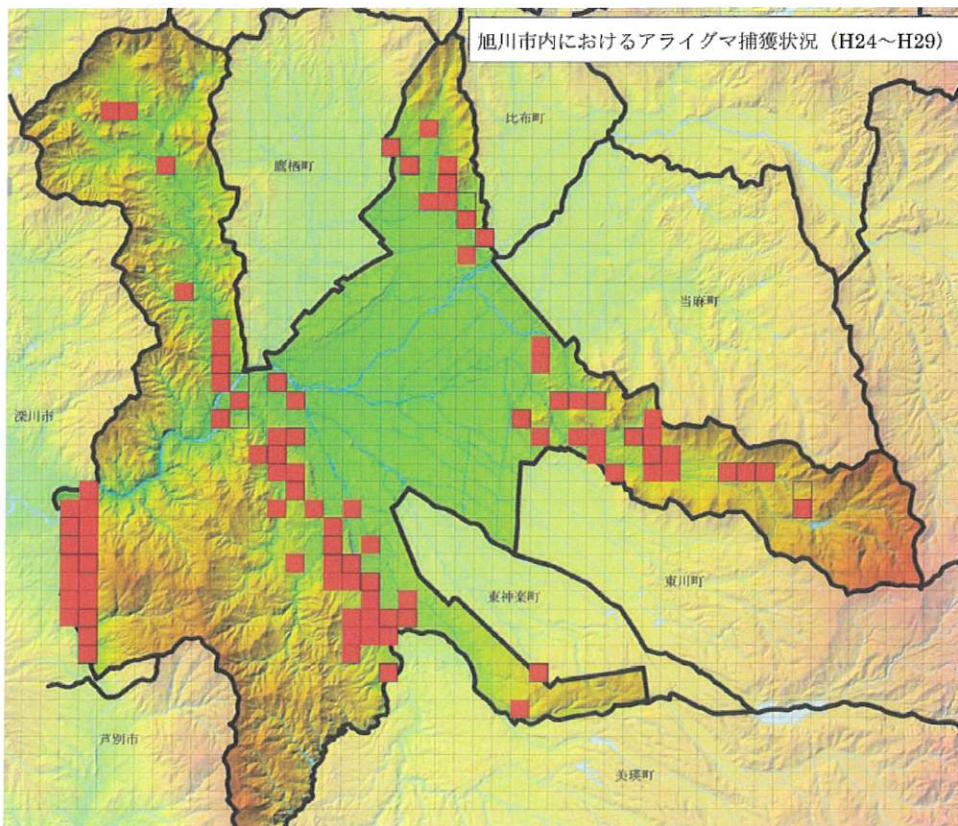
アライグマ捕獲業務



アライグマ捕獲業務打合せ



捕獲したアライグマ



アライグマについて

アライグマは北アメリカ原産の中型哺乳類で、イス科でもネコ科でもないアライグマ科の動物です。テレビアニメをきっかけにペットとして販売されました。成長すると気性が荒くなる等の特徴から、銅いきれずに捨てられた個体が自然界で繁殖し、全国的に大きな問題となっています。

運動能力と繁殖力に優れ、何でも食べる生態的特徴から、生態系被害・農作物被害・人的被害が懸念され、外来生物法の施行とともに「特定外来生物」に指定されました。

市の捕獲作戦に取組んでいます。捕獲したアライグマは、旭川市森林組合が回収します。動物が掛かった場合には森林組合まで連絡をお願いします。

アライグマの行動範囲

旭川市では平成18年に初めて捕獲されて以降、被害防止に向けてアライグマの捕獲が始まりました。年々増え続け西神楽、神居、江丹別、東鷹栖、東旭川など市内全域に被害が広がっています。

買を使って動物を捕獲するためには、狩猟免許と狩猟者登録が必要です。狩猟免許を持たない人でも、講習を受け旭川市アライグマ防除従事者に登録されることで、アライグマを捕獲する場合に限り餌を使用できます。在来種(キツネ・タヌキなど)が捕獲された場合には、放逐しなければいけません。

注意

☎ 0120-538124

ごみはいっとうほう
迄

不法投棄等の未然防止と早期発見、早期対応により、生活環境の保全に努めましょう。
もし廃棄物の不法投棄を発見したら、循環型社会推進課「産廃10番」を設置しております。

不法投棄撲滅 に協力を!!

- 1日1回、箱罠の確認をお願いします。餌がない場合には補充をお願いします。
- アライグマの情報(目撃・痕跡・被害)をお寄せください。

アライグマが箱罠に掛かった方へ

◎当日回収は8時30分~9時00分までに連絡して下さい。
この時間以降の連絡は、翌日以降の回収となります。

【連絡先】旭川市森林組合
(080-6083-2355)

◎土日休日はアライグマの回収は行いません。

森林組合の賦課徴収額につきましては、2月の総代会で次のとおり決定を頂きました。
お手数ですが、期日が7月31日となつておりますので納入をお願いします。

○組合員割 一組合員一律	1,000円
○面積割 0.3ha以上10ha未満 10ha以上	200円/ha当たり 100円/ha当たり

賦課金の納入期限

7月31日迄です

林地供給事業とは、規定に基づき林地を譲渡（売買）した場合に、その譲渡人に対し税法上の恩恵として、譲渡所得から800万円が特別控除されますので、売買を希望する方は是非組合にご相談下さい。

山林の売買 は林地供給 事業で

ます。

立入り調査内容

- (1) 森林整備等の実態調査
- (2) 除・間伐予定地の実態調査
- (3) 林道、歩道、作業道予定地の実態調査
- (4) 未立木地の調査など

組合員所有地の森林に森林組合関係職員が森林施業等の調査のために、立入り致しますのでご承知置き下さい。

組合の業務時間

◎夏季時間

(5月1日~11月30日)
午前8時~午後5時

土曜日第2、第4休日

◎冬季時間

(12月1日~4月30日)
午前8時30分
午後5時

土曜日全体

尚、祝日及び地方祭、年末年始は休日。
宜しく御協力をお願い致します。

所有者の皆様の中に、次の方はいませんか?
事務手続き上、必ず書類での届出が必要となります。
届出用紙は組合事務所に用意しております。
お手数ですが、組合までご連絡下さい。

各種届出 について

- ①自宅の住所が変わったとき
- ②相続・死亡等により山林名義の変更をしたとき（相続開
- ③売買等で山林面積が変わったとき
- ④各種届出の必要がありりますので、組合事務所までお問い合わせください。

【ホームページのURLの変更について】 [\[http://www.a-sinrin.com\]](http://www.a-sinrin.com)に変更しました。是非、ご覧ください。

PROFILE

名 称 旭川市森林組合
設 立 昭和45年3月26日
所 在 地 北海道旭川市
工業団地3条1丁目2番15号
代 表 電 話 0166-36-4268
F ax 番 号 0166-36-4290
代 表 者 名 代表理事組合長 小檜山 隆
従 業 員 数 30名
組 合 員 数 1,223人
森 林 所 有 面 積 9,618ha
出 資 金 93,185千円
事 業 区 域 旭川市比布町の区域
email:asahikawa@a-sinrin.com
URL:<http://www.a-sinrin.com>



目指そう森林新時代

旭川市森林組合の森林づくり十ヶ条

- ・森林づくりは人づくり
- ・景観に優れた美しい森林づくり
- ・適期作業で良質材生産の森林づくり
- ・生命力に溢れた健康の森林づくり
- ・未来に引き継ぐ資源の森林づくり
- ・水を蓄え国土を守る安心の森林づくり
- ・心を豊かにする文化創造の森林づくり
- ・地球温暖化を防ぐ緑の森林づくり
- ・地材地消で経済性豊かな森林づくり
- ・活力ある組合 信頼の森林づくり

台風や集中豪雨、火災など万が一の災害に備えることができます。

森林保険

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

保険金のお支払いの対象となる8つの災害



旭川市森林組合